

《 資 料 3 》

負担割合の変更について

1. 負担割合の変更について（平成30年8月から）

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、現役並みの所得を有する者の負担割合を2割から3割に引き上げます。

（具体的な基準）

3割負担となるものについては、以下の ① の両方を満たしているものとする

[基準 ①] 合計所得金額 220万円以上

[基準 ②] 年金収入+その他の合計所得金額 340万円以上（ ）

世帯内に2人以上の第1号被保険者がいる場合は463万円以上

「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額

また、2割負担の基準と同様に以下の者は所得にかかわらず3割とはならず、引き続き一律に1割負担となります。

- ・ 第2号被保険者
- ・ 市区町村民税非課税者
- ・ 生活保護受給者

（負担割合証の記載）

3割負担の対象者については、負担割合証に3割と記載したものを7月一括発行時に送付いたしますので、確認してください。

（保険料滞納者への給付制限について）

現役並み所得を有する者の負担割合を3割とすることに伴い、この保険給付の減額措置が果たすべき未収納対策としての役割が維持されるよう、これらの者に対する給付制限として、4割負担となります。